地域移行・地域生活支援の充実を含む質の高い精神医療の評価ー⑫】 $[\Pi - 4 - 4]$

救急患者精神科継続支援料の見直し

第1 基本的な考え方

自殺企図患者等に対する効果的な指導に係る評価を推進する観点から、 救急患者精神科継続支援料について要件及び評価を見直す。

第2 具体的な内容

救急患者精神科継続支援料について、より充実した人員配置を求める 観点から、精神保健福祉士の配置を必須化するとともに、更なる評価を 行う。

改定案	現行
【救急患者精神科継続支援料】	【救急患者精神科継続支援料】
1 入院中の患者 <u>900点</u>	1 入院中の患者 <u>435点</u>
2 入院中の患者以外 <u>300点</u>	2 入院中の患者以外 <u>135点</u>
│ │ [算定要件]	
[并定女门]	
一注っ 入院山の男子についてけ 入院	注っ 入腔山の串来についてけ 入腔

- した日から起算して6月以内の 期間に週1回に限り算定する。
 - 3 入院中の患者以外の患者につ いては、退院後、電話等で継続的 な指導等を行った場合に、退院後 24週を限度として、週1回に限り 算定する。

[施設基準]

- 救急患者精神科継続支援料に関 する施設基準
- (3) 自殺企図等により入院となった 患者に対する生活上の課題等につ いて指導等を行うための適切な研 修を修了した専任の常勤精神保健 福祉士及び専任の常勤看護師、専任 の常勤作業療法士、専任の常勤公認 心理師又は専任の常勤社会福祉士 が、1名以上配置されていること。

- 注2 入院中の患者については、入院|注2 入院中の患者については、入院 した日から起算して6月以内の 期間に月1回に限り算定する。
 - 3 入院中の患者以外の患者につ いては、退院後、電話等で継続的 な指導等を行った場合に、退院後 6月を限度として、計6回に限り 算定する。

[施設基準]

- 救急患者精神科継続支援料に関 する施設基準
- (3) 自殺企図等により入院となった 患者に対する生活上の課題等につ いて指導等を行うための適切な研 修を修了した専任の常勤看護師、専 任の常勤作業療法士、専任の常勤精 神保健福祉士、専任の常勤公認心理 師又は専任の常勤社会福祉士が、1 名以上配置されていること。

- 2 届出に関する事項
- (1) 救急患者精神科継続支援料の施設基準に係る届出は、別添2の様式44の6を用いること。専任の常勤医師、専任の常勤精神保健福祉士及び専任の常勤看護師等については、研修修了を証明する書類を添付すること。
- (2) 令和4年3月31日時点で救急患 者精神科継続支援料の施設基準に 係る届出を行っている保険医療機 関については、令和5年3月31日ま での間に限り、1の(3)の基準を満 たしているものとする。

2 届出に関する事項

救急患者精神科継続支援料の施設 基準に係る届出は、別添2の様式44 の6を用いること。専任の常勤医師 及び専任の常勤看護師等について は、研修修了を証明する書類を添付 すること。

(新設)